

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----|----|-----|-----|----|----|----|---|---|---|----|----|--------|---|---|
| 文書分類番号 | 00 | 09 | 03 | 002 | 永年 | 起案 | 平成 | 年 | 月 | 日 | 決裁 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 議長 | 副議長 | 局長 | 副主幹 | 主査 | 担当 | 担当 | | | | | | | 文書取扱主任 | | |

第 36 回 厚生常任委員会 会議録

| | | | |
|---|--|--------------|--------------|
| 開催年月日 | 平成 26 年 2 月 20 日 (木曜日) | 開会 13 時 30 分 | 閉会 14 時 36 分 |
| 開催場所 | 第一委員会室 | | |
| 出席委員 | 関藤、堀、木下、田村、窪之内 | 事務局 | 菊井事務局長 |
| | 議長 | | 和田副主幹 |
| 欠席委員 | 清水 | | 橋本主査 |
| 説明員 | 別紙のとおり | 議件 | 別紙のとおり |
| 議 事 の 概 要 | 1. 所管からの報告事項について | | |
| | 次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。 | | |
| | ○ 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定 について | | |
| | (1) 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について | | |
| | (2) 滝川市病院条例の一部を改正する条例について | | |
| | (3) 平成 25 年度一般会計補正予算について | | |
| | (4) 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例の制定について | | |
| | (5) 滝川市男女共同参画推進計画の策定について | | |
| | (6) 平成 25 年度一般会計補正予算について | | |
| | (7) 平成 25 年度国民健康保険特別会計補正予算について | | |
| | (8) 平成 25 年度一般会計補正予算について | | |
| | (9) 平成 25 年度一般会計補正予算について | | |
| | (10) 滝川市三世代交流センター条例及び滝川市地域ふれあいセンター条例の一部を改正 する条例について | | |
| | (11) 専決処分について (損害賠償額の決定) | | |
| | (12) 平成 25 年度一般会計補正予算について | | |
| | (13) 平成 25 年度一般会計補正予算について | | |
| (14) 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条 例の制定及び公の施設の指定管理者の指定について | | | |
| 2. 第 1 回定例会以降の調査事項について | | | |
| 別紙調査事項のとおりとすることに決定した。 | | | |
| 3. その他について | | | |

| | |
|-----------------------|------------------------------|
| 議 事 の 概 要 | なし。 |
| | 4. 次回委員会の日程について |
| | 正副委員長に一任することに決定した。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | 上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 関藤龍也 ㊟ |

平成26年2月18日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成26年2月3日付け滝議第192号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしく申し上げます。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしく申し上げます。

記

滝川市長の委任を受けた者

| | |
|----------------|--------------------|
| 総務部財政課長 | 高橋 一 美 |
| 総務部財政課副主幹 | 堀 勝 一 |
| 総務部財政課主査 | 万年 英 人 |
| 市民生活部長 | 樋 郡 真 澄 |
| 市民生活部参事 | 伊 藤 克 之 |
| 市民生活部参事 | 石 川 雅 敏 |
| 市民生活部くらし支援課長 | 配 野 英 夫 |
| 市民生活部くらし支援課副主幹 | 横 山 浩 丈 |
| 市民生活部くらし支援課副主幹 | 原 田 暢 裕 |
| 市民生活部くらし支援課主査 | 須 見 公 実 子 |
| 市民生活部市民課長 | 榎 木 康 人 |
| 市民生活部市民課主幹 | 杉 原 慶 紀 |
| 市民生活部市民課副主幹 | 寺 嶋 悟 |
| 市民生活部市民課主査 | 石 原 禎 康 |
| 市民生活部市民課主査 | 石 黒 靖 久 |
| 保健福祉部長 | 佐々木 哲 |
| 保健福祉部次長 | 中 川 啓 一 |
| 保健福祉部福祉課長 | 国 嶋 隆 雄 |
| 保健福祉部福祉課副主幹 | 杉 山 敏 彦 |
| 保健福祉部子育て応援課副主幹 | 前 田 昌 敏 |
| 保健福祉部子育て応援課主査 | 庄 野 憲 宗 |
| 保健福祉部介護福祉課長 | 松 澤 公 和 |
| 保健福祉部介護福祉課副主幹 | 深 村 栄 司 |
| 保健福祉部介護福祉課主査 | 鈴 木 勝 敬 |
| 保健福祉部健康づくり課長 | 長 瀬 文 敬 |
| 保健福祉部健康づくり課主幹 | 織 田 恵 子 |
| 保健福祉部健康づくり課副主幹 | 小野寺 英 子 |

保健福祉部健康づくり課主査
市立病院事務部長
市立病院事務部次長
市立病院事務部事務課副主幹
市立病院事務部事務課副主幹
市立病院事務部事務課主査
市立病院事務部事務課主任主事

岩 佐 亨
鈴 木 靖 夫
田 湯 宏 昌
梅 津 敏 彦
澤 田 忠 信
大 崎 直 樹
高 林 宏 光

(総務部総務課総務グループ)

第36回 厚生常任委員会

H26. 2. 20 (木) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1. 所管からの報告事項について

- 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について (資料) 財政課

《市立病院》

- (1) 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について (資料) 事務課
(2) 滝川市病院条例の一部を改正する条例について (資料) 事務課

《市民生活部》

- (3) 平成25年度一般会計補正予算について (資料) 暮らし支援課
(4) 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例の制定について (資料) 暮らし支援課
(5) 滝川市男女共同参画推進計画の策定について (資料) 暮らし支援課
(6) 平成25年度一般会計補正予算について (資料) 市民課
(7) 平成25年度国民健康保険特別会計補正予算について (資料) 市民課

《保健福祉部》

- (8) 平成25年度一般会計補正予算について (資料) 健康づくり課
(9) 平成25年度一般会計補正予算について (資料) 福祉課
(10) 滝川市三世代交流センター条例及び滝川市地域ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について (資料) 福祉課
(11) 専決処分について (損害賠償額の決定) (資料) 福祉課
(12) 平成25年度一般会計補正予算について (資料) 子育て応援課
(13) 平成25年度一般会計補正予算について (資料) 介護福祉課
(14) 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例の制定及び公の施設の指定管理者の指定について (資料) 保健福祉部

2. 第1回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第36回 厚生常任委員会

H26.2.20 (木)13:30~

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまから第36回厚生常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、清水委員から欠席の申し出があります。そのほかの委員は出席です。議長の出席をいただいております。小野議員の傍聴を許可します。

今年度の滝川の降雪は、昨年度より若干多いと聞いておりますが、主要道路につきましては除排雪が進んでおりますけれども、裏道に入るとかなりまだ雪山があります。毎回のように議会で交通事故関係の専決処分が出ております。市職員におきましても、また委員の皆さんにおきましても車の運転には十分注意していただきたいと思います。

1. 所管からの報告事項について

委員長 それでは、早速所管からの報告事項に入りたいと思います。

まず初めに、案件につきましては全件議案関連となっておりますので、よろしくお願いたします。

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について説明を求めます。

○消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

高橋課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

窪之内 現段階では8パーセントということの条例改正なのですが、10パーセントになるときは消費税率を用いているものについてはもう改正の必要はないと思っているのですが、そうでない部分については27年10月に向けてもう一度改定があると受けとめていいのかが1点と、広報による周知なのですが、周知の仕方、例えば金額を並べて現行の金額と新しい金額の比較という一覧表をつくるのか、そうでなくて常任委員会に示されたような形になるのかを伺います。

高橋課長 1点目でございますけれども、前段も申し上げましたとおり消費税の法の趣旨にのっとりまして消費税法が改正になればその部分の改正を適宜行っていくことになると思います。10パーセントに改正になれば、10パーセントの分の改定は行うと考えております。

2点目の広報についてでございますけれども、今ご説明したような内容で広報のほうに掲載をしたいと思っております。細かい数字等につきましては、別途説明会等にはお示ししようと思っておりますけれども、広報紙の紙面の都合上、基本的な考え方、それから改定になる手数料、使用料等の項目等について広報でお示しをしていきたいと考えております。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。
 (1)、滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。
(1) 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 鈴木部長 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員 長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。
 (なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。
 (2)、滝川市病院条例の一部を改正する条例について説明を求めます。
(2) 滝川市病院条例の一部を改正する条例について
 鈴木部長 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員 長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。

田 村 今までは手術をするときに委託証書を出してもらっていたが、今後は出さなくていいということですが、今まで必要としていたものがなぜ要らなくなったのですか。

鈴木部長 現状では、手術だけではなくて検査とか輸血とかあらゆる処置も含めてハイリスクな医療行為に対して事前の説明と同意書というものを既にもらっているということで、この委託証書のかわりに同意書をきちんととるという趣旨で今回条例の改正をしたいということです。

委員 長 ほかに質疑ございますか。
 窪之内 裁判になったときに手術の委託証書がなくても同意書でそのかわりをなすということを検討された結果だと思うのですが、その点だけ確認をしておきたいと思います。

鈴木部長 所管の医療安全管理委員会が同意書の内容も含めて委員会等で議論した中身になっていますので、それにたえ得るものだと理解をしています。逆に、今の手術委託証書そのものが患者の権利を阻害するような文章になっている部分もあって、逆にそこら辺は裁判になると難しくなるという判断もあり今回改正したいと考えています。

委員 長 ほかに質疑ありますか。
 (なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。
 (3)、平成25年度一般会計補正予算について説明を求めます。
(3) 平成25年度一般会計補正予算について
 配野課長 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員 長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。
 (なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。
 (4)、滝川市暴力団の排除の推進に関する条例の制定について説明を求めます。
(4) 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例の制定について
 横山副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員 長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

田 村

この間も言ったのだけれども、何社か組んで入札した場合にその下請や孫請に暴力団が関与していた場合にその元請も無効にしてしまうのか、それともそういうものが入ってきて、仕方がないと黙認してしまうのかお聞きします。

もう一点は、コミセンとか公民館に昔はよく物販が来ていて、物販はだめというようになったのですが、最近また変わって物販にも貸してもいいとなってきたのです。そういうときにこの人は大丈夫だろうかという問い合わせは、例えば市の窓口がどこなのかとか、あるいは警察に直接コミセンの関係者であることを明かして問い合わせた場合に即判断して教えてくれるのかと、そういうようなつながり、警察と十分連携をとってと今言われたけれども、果たしてそのとおりいくのかどうかすごく不安を持っている。それと、私は北海道で一番最初に不動産業者と滝川警察署の暴力団排除宣言をしているのです。それがきっかけで全国の不動産業者に広がって行って、北海道自体も警察本部の本部長と暴力団排除宣言をしているという突っ込んだことをやっているのです。これだと文としてはわかるのだけれども、ただの条例です。もし何かがあった場合に市民の方はどこに問い合わせをしたらいいのか伺います。

横山副主幹

1点目の入札の関係でございますけれども、例えば一般競争入札ですと最初の段階でその業者が当然暴力団ではないかというようなチェックはいたします。それ以外に、当然契約書の条項の中に下請だったりとか孫請の中でそういった暴力団の関係企業を入れないですとか、そういうような条項を入れますので、これは条例に基づくということでございません。民間との契約書の中で契約解除という流れになります。

2点目の市役所ではなくて直接コミュニティ施設にそういった少し怪しいなというのが来た場合ということでございますけれども、今他市より一歩わかりやすくしようと思っております。ただ条例をつくるということだけではなくて、各所属ですとか施設にマニュアルというものを作成して、それを見ればわかるような形でつくろうとしております。この中に今何を書こうとしているかといいますと、まずは警察への窓口は直接は基本的にくらし支援課で行いますということを書いております。ですから、基本的な流れとしては、施設でそういう案件があれば施設の所管課にまず連絡が行く、そこからくらし支援課が連絡を受ける、本来ですと書類でやりとりをするという協定になるのですが、緊急の場合は口頭で警察とやりとり、照会をできるというシステムを構築しようとしておりますので、そういった流れに従いながら照会をしていくということで考えております。

田 村

入札の話だけれども、一般物件というのは余りないのだけれども、高層建物の例えばとび関係だとか、そういうところを暴力団は得意業種としています。だから、せっかくな業者がジョイントを組んでも、いざそういう仕事となると本州から来たり、いろいろあると思うのです。これは、私も東京に行ってよくわかっているのだけれども、高い建物を建てる場合必ずというぐらい入っている、どうしてそれがわかるかといったら、やっぱり入れ墨をしているのです。そういう場合に果たして足を洗ったかどうかなんていうのはわかりません。滝川でも例えば危険を伴うようなところは意外と暴力団関係、あるいは暴力団でなくてもその類い、クレーマー的な業者がそういうのを得意分野としているということも大事な情報の一つだと思います。建設業者等も含めてそういうこと

をしっかりと逆に言っておいたほうが良いと思います。条例に書く書かないよりも、やっぱり通報が確実に警察に届く方法にしておいたほうが条例も良いと思うのですが、どのように考えますか。

横山副主幹 入札の関係は、総務部のほうで所管しておりますので、完全的な答えをすることはできませんけれども、条例の形は一見ほかの市と同じような形になっておりますけれども、先ほど言いました事務事業の関係でも運用として実効性のあるようなものになりたいと考えているのは市民生活部のみならず滝川市の考え方でございますので、田村委員のお話も十分総務部に伝えながら運用をしっかりとやっていきたいと考えます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

(5)、滝川市男女共同参画推進計画の策定について説明を求めます。

(5) 滝川市男女共同参画推進計画の策定について
(別紙資料に基づき説明する。)

横山副主幹 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますか。

木 下 3番目の重点取り組み事項の中で重点事業の各種審議会等委員への女性の登用の推進について、何パーセントぐらいを考えていますか。

横山副主幹 この関係につきましては、推進計画の中に記載しておりますけれども、総務課の法制文書室のほうで所管している内容でございますが、平成25年度中にパーセンテージを決めるというのをまず第一の目標としております。したがって、今の段階では何パーセントというのは実は申し上げられないところなのですけれども、今までの部分にプラスアルファをするというようなことで今協議を進めているところでございます。

木 下 平成25年度は、何パーセントだったのですか。

横山副主幹 25年度までに30パーセントに持っていくというのが今までの目標でございました。次の目標を今年度中に決めると考えております。

委員長 ほかに質疑ございますか。

窪之内 重点取り組み事項と実施事業とかいろいろ載っているのですけれども、取り組んでいく主体はどこなのかをお伺いしたいと思います。

横山副主幹 基本的に滝川市が策定していく計画ということで、滝川市が主体的に進めていくということになります。私どものみでは当然できることではないと考えております。関係団体であります男女共同参画推進協議会、それからそれ以外の市民の方々、事業所の方々にも広く協力していただきながらこの計画を進めていきたいと考えております。

窪之内 新しい組織をつくる、こういうことを推進していく上で市と一緒にやっていくような協議会なり推進組織みたいなものをつくるということは考えていないと理解していいでしょうか。

横山副主幹 現時点において新しい組織をつくるということは考えてございません。ただ、既存の男女共同参画推進協議会がございましてけれども、例えばこの組織が今の形でいいのかですとか、そういった形での見直しは考えていく必要があるとは考えておりますが、新しい組織という形では考えてございません。

委員長 ほかに質疑ございますか。

- (なしの声あり)
- 委員 長 それでは、報告済みといたします。
 (6)、平成25年度一般会計補正予算について説明を求めます。
(6) 平成25年度一般会計補正予算について
 石黒主査 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員 長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。
- (なしの声あり)
- 委員 長 それでは、報告済みといたします。
 (7)、平成25年度国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。
(7) 平成25年度国民健康保険特別会計補正予算について
 寺嶋副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員 長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。
- (なしの声あり)
- 委員 長 それでは、報告済みといたします。
 (8)、平成25年度一般会計補正予算についての説明を求めます。
(8) 平成25年度一般会計補正予算について
 長瀬課長 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員 長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。
- (なしの声あり)
- 委員 長 それでは、報告済みといたします。
 (9)、平成25年度一般会計補正予算について説明を求めます。
(9) 平成25年度一般会計補正予算について
 国嶋課長 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員 長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。
- (なしの声あり)
- 委員 長 それでは、報告済みといたします。
 (10)、滝川市三世代交流センター条例及び滝川市地域ふれあいセンター条例の
 一部を改正する条例について説明を求めます。
**(10) 滝川市三世代交流センター条例及び滝川市地域ふれあいセンター条例の
 一部を改正する条例について**
 国嶋課長 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員 長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。
- (なしの声あり)
- 委員 長 それでは、報告済みといたします。
 (11)、専決処分について(損害賠償額の決定)について説明を求めます。
(11) 専決処分について(損害賠償額の決定)
 国嶋課長 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員 長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。

木 下 杉山副主幹 損害賠償額20万778円の内訳をお聞きします。
内訳につきましては、医療費が13万197円、通院に係る移送費、主にタクシー代
でございますが、5万5,440円、ギブスシーネの装具費が1万5,141円、合わせ
て20万778円になります。

委員 長 窪之内 ほか質疑ございますか。
事故発生から示談までそれなりの時間がかかっているということは、結構長い
期間通院をしていたということなのか、損害賠償額には実費相当額しかないの
で、特段こういった事故の場合は慰謝料とか、勤められていなかったから、多
分休業補償みたいなものは、何もなかったと理解していいのでしょうか。

杉山副主幹 示談までの時間を要したということにつきましては、5月に手術をいたしまし
て、12月末までリハビリのために通院しておりましたので、2月に示談という
ことになりました。
慰謝料等につきましては、保険事業者の方とも相談しまして、相手方にも瑕疵
がないとは認められないと、つまり理由については本人の不注意という点も
あるので、100パーセント市の責任とは言い切れない部分があるということであ
れば、慰謝料やお見舞い金についてはこの場合請求はしないで医療費の実費相
当分を損害賠償として支払うのが適切ではないかということでこのようになり
ました。

窪之内 相手もそれでいいと言ったので示談したと思うのですがけれども、その辺でもめ
たということではなく、快く示談に応じたと理解していいのでしょうか。

国嶋課長 こちらの自治会の会議というのはこのお部屋を使って継続的に開催されており、
ご本人も何度も使われているお部屋でございます。最初連絡をいただくまでは
ご本人も、自分の不注意だからということでこちらの保険の適用もいいのだと
遠慮されていた状況だったのですが、ただやはり場所が悪く、手術を要するこ
とになったということ、その後もまた補装具が必要になった、またリハビリで
長期間かかるということで、ご本人に説明の上この実費補償ということでさせ
ていただきましたので、ご本人には快く応じていただいたと思っております。

委員 長 ほか質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。
(12)、平成25年度一般会計補正予算について説明を求めます。
(12) 平成25年度一般会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

中川部次長 説明が終わりました。
委員 長 質疑ございますか。

窪之内 母子福祉に要する経費の高等職業訓練促進給付金の受給月数が少なかったとい
うことなのですが、これは所定の職業訓練をして自立支援ということはできた
と受けとめていいのか、何か途中でやめられたとか、そういうことなのかをお
伺いしたいと思います。

庄野主査 申し込みされた方は、皆さん最終まで学校に通われまして資格を取られており
ます。途中でやめられたという方はいらっしゃいません。

委員 長 ほか質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。

(13)、平成25年度一般会計補正予算について説明を求めます。

(13) 平成25年度一般会計補正予算について

鈴木主査
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

木 下

養護老人ホームの定員は50人なのですけれども、最初は50人を見込んだと思うのですけれども、今現在入所している方は何人で、見込みより何人不足しているのかお聞きします。

鈴木主査

2月1日現在、46名入所してございます。定員50名に対して46名という形で、単純に4名のあき状況がございまして、実際のところ入退所がございまして、今年度になってから12名入所となって11名退所という形になっておりますので、常に増減はございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

(14)、滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例の制定及び公の施設の指定管理者の指定について説明を求めます。

(14) 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例の制定及び公の施設の指定管理者の指定について

深村副主幹
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

松澤課長。

松澤課長

済みません。先ほどの補正予算の関係で、木下委員、定員50名ということでご質疑されたと思うのですが、それは緑寿園を指して言われていますでしょうか。

(「緑寿園の養護老人ホーム」という声あり)

松澤課長

済みません。鈴木が答弁したのは、緑寿園だけではなくて養護老人ホーム全体の数字を申し上げましたので、委員の質疑に対してこれから答弁の訂正をさせていただきますのですが、よろしいですか。

委員長

答弁の訂正を認めます。

鈴木主査

先ほどは大変失礼いたしました。緑寿園養護老人ホームの入所者数については、2月1日現在、36名でございます。

委員長

それでは、報告済みといたします。

2. 第1回定例会以降の調査事項について

委員長

2、第1回定例会以降の調査事項につきましては、別紙のとおり確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

3. その他について

委員長

3、その他について委員から何かございますか。

(なしの声あり)

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

4. 次回委員会の日程について

委員長 4、次回委員会の日程につきましては正副委員長に一任ということによろしい
でしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で第36回厚生常任委員会を閉会いたします。

閉 会 14:36